

浜の活力再生プラン
令和 7 ～ 11 年度
(第 3 期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	志摩地域水産業再生委員会
代表者名	田邊 善郎（三重外湾漁業協同組合 志摩地区 理事）

再生委員会の構成員	三重外湾漁業協同組合、志摩市、海女振興協議会
オブザーバー	三重県

対象となる地域の範囲及び 漁業の種類	【対象となる地域の範囲】 志摩市（三重外湾漁業協同組合志摩の地区） 【漁業の種類】 海女漁業（131 人）、中型まき網漁業（1 経営体）、大型定置網漁業（3 経営体）、小型定置網漁業（5 経営体）、刺し網漁業（96 経営体）、一本釣漁業（57 経営体）、延縄漁業（23 経営体）、藻類養殖業（132 経営体）、その他（138 経営体） ※令和 6 年 3 月時点の正組合員数（漁業種類による重複無し・主とする漁業種類を記載）
-----------------------	---

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

志摩地域の外海域では、イセエビ、トラフグ、アワビをはじめとした豊かな水産資源を対象とした、一本釣り、刺し網、定置網、まき網、延縄、海女漁業等の沿岸漁業が、内湾である英虞湾や的矢湾では、青さのり（ヒトエグサ）、真珠、カキ等の養殖業が営まれている。令和 5 年の代表的な魚種別の生産量は、アワビ類 3t、イセエビ 63t、トラフグ 23t、ブリ類 501t、サバ類 1,423t、青さのり 164t となっている。しかし、漁業生産は、平成 19 年の 51 億円（10,623t）をピークに、令和 5 年には 33 億円（7,189t）にまで減少している。また、令和 5 年の漁業経営体数は 585 経営体となっており、漁業者の高齢化及び後継者不足が課題となっている。 三重外湾漁業協同組合は、三重県、志摩市、企業等と連携し、小学生を対象とした漁業体験教室の開催等、水産業に係る学習機会の拡大に努めるほか、後継者確保及び所得向上を図る取組を推進している。 また、志摩市では、販売力を強化するとともに、情報発信による観光客等の誘致を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的に、優れた地域資源を「志摩ブランド」として認定しており、
--

水産物に関しては、アカモク等の海藻を使った加工品、カキやアコヤガイ貝柱を使った商品等、計 11 商品が認定されている。

(2) その他の関連する現状等

海女漁業の振興による地域活性化を図るため、平成 24 年に県内で「海女振興協議会」が設立されるとともに、平成 25 年には文化財保護団体として「海女保存会」が全国組織として設立され、海女文化の振興・保存に関する取組が行われるようになった。こうした中、平成 26 年に「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」が県の無形民俗文化財に、平成 29 年に「鳥羽・志摩の海女漁の技術」が国の重要無形民俗文化財に指定された。また、平成 29 年には「鳥羽・志摩地域の海女漁業と真珠養殖業」が日本農業遺産に、令和元年には「海女（Ama）に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち」が日本遺産に認定されるなど、地域の水産業への注目が高まっている。

志摩地域では、平成 25 年の伊勢神宮式年遷宮を契機として宿泊客が増加するとともに、志摩市では平成 28 年に「伊勢志摩サミット」、令和 5 年に「三重・伊勢志摩交通大臣会合」、令和 7 年に「第 44 回全国豊かな海づくり大会」が開催されることから、地元水産物を発信する絶好の機会を得ている。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

1 漁業収入向上のための取組

(1) 独自の資源管理による生産量の拡大

- ① 漁業者及び漁協は、県や市と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流を継続し、水産資源の維持・増大を図る。
- ② 漁業者及び漁協は、小型イセエビの再放流やアワビの放流手法の検討等を行い、水産資源の維持・増大を図る。
- ③ 漁業者及び漁協は、定置網漁業や刺し網漁業等で策定した資源管理協定に基づき、漁獲物規制や定期休漁等の資源管理に取り組む。
- ④ 漁業者及び漁協は、イセエビ刺し網漁業の共同操業を継続し、乱獲防止と価格安定化に努める。

(2) 漁場環境の改善

- ①漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成等に積極的に協力するとともに、食害生物の除去や漁場清掃等に取り組み、漁場環境の改善に努める。また、駆除した食害生物等の商品化について検討する。
- ②漁業者及び漁協は、県水産研究所等と連携して漁場環境情報の共有に努め、赤潮等による漁業被害の軽減を図る。
- ③漁業者及び漁協は、漁場改善計画を遵守し、漁場利用の適正化に取り組む。
- ④民間企業と連携して、藻場造成に努める。

(3) 高付加価値化や地元水産物の消費拡大

- ①漁業者及び漁協は、海藻類の品質向上のため、出荷前の異物除去の徹底に取り組む。
- ②漁業者及び漁協は、漁獲物の加工等の6次産業化に協力する。
- ③漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランド「海女もん」の販売拡大を図るとともに、海女振興協議会等が開催する研修会に積極的に参加する。
- ④漁業者及び漁協は、市や食品メーカーが連携した地元水産物を活用した商品化に協力し、地元水産物のPRに努める。
- ⑤漁業者及び漁協は、伊勢神宮への奉納等の知名度を活かした情報発信を行い、地元水産物の消費拡大を図る。

(4) 水産関連施設の機能再編・整備

- ①漁協は、安乗地方卸売市場・波切地方卸売市場・和具地方卸売市場について、衛生管理型市場に向けて検討する。安乗地方卸売市場においては、出荷作業場の新設等を行う。
- ②漁協は、地方卸売市場の統合と連動した製氷施設の機能再編・整備について検討する。
- ③老朽化した施設（燃油給油施設等）の改修・集約について検討する。
- ④漁業者及び漁協は、青さのりの共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討する。

2 漁業コスト削減のための取組

(1) 省エネ活動等による省コスト化及び漁業共済等への加入促進

- ①漁業者は、減速航行に努めるとともに、定期的な船底清掃を行い、燃油使用量の削減を図る。
- ②漁業者は、効率的な操業に資する省力・省エネ機器等の導入を計画的に推進する。
- ③漁協は、漁業共済・漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進し、漁業経営の安定化を図る。

3 漁村の活性化のための取組

(1) 人材育成・雇用確保

- ①漁業者及び漁協は、研修会や交流会を通じた知識・技術の習得に取り組み、次世代を担う漁業者の確保・育成を図る。
- ②漁業者及び漁協は、漁業体験授業を受け入れるなど、地域活動や教育・啓発活動を促進し、次世代を担う漁業者の確保・育成及び地域活性化を図る。
- ③漁業者及び漁協は、水産物の販売等を福祉作業所に委託するなど、障がい者の新たな就労の場づくりや水産業の新たな担い手の確保に努める。
- ④漁業者及び漁協は、海女についてガイドができる人材育成のため、講座開催等の日本遺産「海女」ガイドの養成に協力する。

(2) 交流人口の拡大

- ①漁業者及び漁協は、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用等、観光業と連携した取組を推進する。

(3) その他の取組

- ①漁業者及び漁協は、学校給食への地元水産物の活用を促進するなど、魚食普及の推進に取り組む。
- ②漁業者及び漁協は、海業の取組について、協議・検討の場を設ける。

(3) 資源管理に係る取組

- ①操業隻数、期間等の規制遵守により資源へ与える負荷の抑制

(三重県漁業調整規則)

- ②三重県知事が認定した資源管理協定に基づく自主的資源管理措置による資源保護(三重県志摩海域におけるくろまぐろ、まあじ、ぶり等に関する定置網漁業の資源管理協定、三重県和具地区におけるいせえび刺し網漁業の資源管理協定、三重県甲賀地区におけるいせえび刺し網漁業の資源管理協定、三重県片田地区におけるいせえび刺し網漁業の資源管理協定、三重県布施田地区におけるいせえび刺し網漁業の資源管理協定、三重県波切地区におけるいせえび刺し網漁業の資源管理協定、三重県志島地区におけるいせえび刺し網漁業の資源管理協定、三重県畔名・名田地区におけるいせえび刺し網漁業の資源管理協定、三重県浜島地区におけるいせえび刺し網漁業の資源管理協定、三重県国府地区におけるいせえび刺し網漁業の資源管理協定、三重県越賀地区におけるいせえび刺し網漁業の資源管理協定、三重県御座地区におけるいせえび刺し網漁業の資源管理協定、三重県志島地区におけるあわびに関する海女漁業の資源管理協定、三重県御座地区におけるあわびに関する海女漁業の資源管理協定、三重県越賀地区におけるあわびに関する海女漁業の資源管理協定、三重県大王船越地区におけるあわびに関する海女漁業の資源管理協定、三重県布施田地区におけるあわびに関する海女漁業の資源管理協定、三重県片田地区におけるあわびに

関する海女漁業の資源管理協定、三重県浜島地区におけるあわびに関する海女漁業の資源管理協定、三重県波切地区におけるさがらめに関する採藻漁業の資源管理協定、三重県安乗地区におけるとらふぐに関するはえ縄漁業の資源管理協定、三重県志摩海域におけるかつお、くろまぐろ等に関する小型一本釣漁業の資源管理協定）を実施する。

③持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画により、水質、底質の管理を行い、持続的な養殖生産の確保を図る。

（的矢湾養殖漁場利用計画、英虞湾養殖漁場利用計画）

（４）具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

１年目（令和７年度）基準年より漁業所得 0.9%向上

漁業収入向上のための取組	（１）独自の資源管理による生産量の拡大 ①漁業者及び漁協は、県や市と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流を継続する。 ②漁業者及び漁協は、小型イセエビの再放流やアワビの放流手法の検討等を行う。 ③漁業者及び漁協は、定置網漁業や刺し網漁業等で策定した資源管理協定に基づき、漁獲物規制や定期休漁等の資源管理に取り組む。 ④漁業者及び漁協は、イセエビ刺し網漁業の共同操業を行う。 （２）漁場環境の改善 ①漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成等に積極的に協力するとともに、食害生物の除去や漁場改善等に取り組む。また、駆除した食害生物等の商品化について検討する。 ②漁業者及び漁協は、県水産研究所等と連携し環境情報の共有に努める。 ③漁業者及び漁協は、漁場改善計画を遵守し、適正な漁場利用に努める。 ④民間企業と連携して藻場造成に努める。 （３）高付加価値化や地元水産物の消費拡大 ①漁業者及び漁協は、海藻類について出荷前の異物除去の徹底に取り組む。 ②漁業者及び漁協は、漁獲物の加工等の６次産業化に協力する。 ③漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランド「海女もん」の販売拡大を図るとともに、海女振興協議会等が開催する研修会に積極的に参加する。 ④漁業者及び漁協は、市や食品メーカーが連携して地元水産物を活用する商品化に協力する。 ⑤漁業者及び漁協は、知名度のある伊勢神宮への奉納等で情報発信を行う。 （４）水産関連施設の機能再編・整備 ①漁協は、安乗地方卸売市場・波切地方卸売市場・和具地方卸売市場について、衛生管理型市場に向けて検討する。安乗地方卸売市場においては、
---------------------	--

	出荷作業場の新設等を行う。 ②漁協は、地方卸売市場の統合と連動した製氷施設の機能再編・整備について検討する。 ③老朽化した施設（燃油給油施設等）の改修・集約について検討する。 ④漁業者及び漁協は、青さノリの共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討する。
漁業コスト削減のための取組	（１）省エネ活動等による省コスト化及び漁業共済等への加入促進 ①漁業者は、減速航行に努めるとともに、定期的な船底清掃を行い、燃油使用量の削減を図る。 ②漁業者は、省力・省エネ機器等の導入を計画的に推進する。 ③漁協は、漁業共済・漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促す。
漁村の活性化のための取組	（１）人材育成・雇用確保 ①漁業者及び漁協は、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組む。 ②漁業者及び漁協は、漁業体験授業を受け入れるなど、地域活動や教育・啓発活動を促進する。 ③漁業者及び漁協は、水産物の販売等を福祉作業所に委託するなど、障がい者の新たな就労の場づくり等に努める。 ④漁業者及び漁協は、日本遺産「海女」ガイドの養成に協力する。 （２）交流人口の拡大 ①漁業者及び漁協は、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用等、観光業と連携した取組を推進する。 （３）その他の取組 ①漁業者及び漁協は、学校給食への地元水産物の活用を促進するなど、魚食普及の推進に取り組む。 ②漁業者及び漁協は、海業の取組について、協議・検討の場を設ける。
活用する支援措置等	・漁業収入安定対策事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・浜の活力再生プラン推進等支援事業（国） ・水産業強化支援事業（国） ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） ・水産業競争力強化緊急事業（国） ・漁港機能増進事業（国） ・経営体育成総合支援事業（国） ・水産多面的機能発揮対策事業（国）

2 年目（令和 8 年度）基準年より漁業所得 3.6%向上

漁業収入向上の ための取組	（１）独自の資源管理による生産量の拡大 ①漁業者及び漁協は、県や市と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流を継続する。 ②漁業者及び漁協は、小型イセエビの再放流やアワビの放流手法の検討等を行う。 ③漁業者及び漁協は、定置網漁業や刺し網漁業等で策定した資源管理協定に基づき、漁獲物規制や定期休漁等の資源管理に取り組む。 ④漁業者及び漁協は、イセエビ刺し網漁業の共同操業を行う。 （２）漁場環境の改善 ①漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成等に積極的に協力するとともに、食害生物の除去や漁場改善等に取り組む。また、駆除した食害生物等の商品化について検討する。 ②漁業者及び漁協は、県水産研究所等と連携し環境情報の共有に努める。 ③漁業者及び漁協は、漁場改善計画を遵守し、適正な漁場利用に努める。 ④民間企業と連携して、藻場造成に努める。 （３）高付加価値化や地元水産物の消費拡大 ①漁業者及び漁協は、海藻類について出荷前の異物除去の徹底に取り組む。 ②漁業者及び漁協は、漁獲物の加工等の 6 次産業化に協力する。 ③漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランド「海女もん」の販売拡大を図るとともに、海女振興協議会等が開催する研修会に積極的に参加する。 ④漁業者及び漁協は、市や食品メーカーが連携して地元水産物を活用する商品化に協力する。 ⑤漁業者及び漁協は、知名度のある伊勢神宮への奉納等で情報発信を行う。 （４）水産関連施設の機能再編・整備 ①漁協は、安乗地方卸売市場・波切地方卸売市場・和具地方卸売市場について、衛生管理型市場に向けて検討する。安乗地方卸売市場においては、出荷作業場の新設等を行う。 ②漁協は、地方卸売市場の統合と連動した製氷施設の機能再編・整備について検討する。 ③老朽化した施設（燃油給油施設等）の改修・集約について検討する。 ④漁業者及び漁協は、青さのりの共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討する。
漁業コスト削減 のための取組	（１）省エネ活動等による省コスト化及び漁業共済等への加入促進 ①漁業者は、減速航行に努めるとともに、定期的な船底清掃を行い、燃油使用量の削減を図る。

	②漁業者は、省力・省エネ機器等の導入を計画的に推進する。 ③漁協は、漁業共済・漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促す。
漁村の活性化のための取組	(1) 人材育成・雇用確保 ①漁業者及び漁協は、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組む。 ②漁業者及び漁協は、漁業体験授業を受け入れるなど、地域活動や教育・啓発活動を促進する。 ③漁業者及び漁協は、水産物の販売等を福祉作業所に委託するなど、障がい者の新たな就労の場づくり等に努める。 ④漁業者及び漁協は、日本遺産「海女」ガイドの養成に協力する。 (2) 交流人口の拡大 ①漁業者及び漁協は、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用等、観光業と連携した取組を推進する。 (3) その他の取組 ①漁業者及び漁協は、学校給食への地元水産物の活用を促進するなど、魚食普及の推進に取り組む。 ②漁業者及び漁協は、海業の取組について、協議・検討の場を設ける。
活用する支援措置等	・漁業収入安定対策事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・浜の活力再生プラン推進等支援事業（国） ・水産業強化支援事業（国） ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） ・水産業競争力強化緊急事業（国） ・漁港機能増進事業（国） ・経営体育成総合支援事業（国） ・水産多面的機能発揮対策事業（国）

3年目（令和9年度）基準年より漁業所得 6.4%向上

漁業収入向上のための取組	(1) 独自の資源管理による生産量の拡大 ①漁業者及び漁協は、県や市と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流を継続する。 ②漁業者及び漁協は、小型イセエビの再放流やアワビの放流手法の検討等を行う。 ③漁業者及び漁協は、定置網漁業や刺し網漁業等で策定した資源管理協定に基づき、漁獲物規制や定期休漁等の資源管理に取り組む。 ④漁業者及び漁協は、イセエビ刺し網漁業の共同操業を行う。
--------------	--

	(2) 漁場環境の改善 ①漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成等に積極的に協力するとともに、食害生物の除去や漁場改善等に取り組む。また、駆除した食害生物等の商品化について検討する。 ②漁業者及び漁協は、県水産研究所等と連携し環境情報の共有に努める。 ③漁業者及び漁協は、漁場改善計画を遵守し、適正な漁場利用に努める。 ④民間企業と連携して、藻場造成に努める。 (3) 高付加価値化や地元水産物の消費拡大 ①漁業者及び漁協は、海藻類について出荷前の異物除去の徹底に取り組む。 ②漁業者及び漁協は、漁獲物の加工等の6次産業化に協力する。 ③漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランド「海女もん」の販売拡大を図るとともに、海女振興協議会等が開催する研修会に積極的に参加する。 ④漁業者及び漁協は、市と食品メーカーが連携して地元水産物を活用する商品化に協力する。 ⑤漁業者及び漁協は、知名度のある伊勢神宮への奉納等で情報発信を行う。 (4) 水産関連施設の機能再編・整備 ①漁協は、安乗地方卸売市場・波切地方卸売市場・和具地方卸売市場について、衛生管理型市場に向けて検討する。安乗地方卸売市場においては、出荷作業場の新設等を行う。 ②漁協は、地方卸売市場の統合と連動した製氷施設の機能再編・整備について検討する。 ③老朽化した施設（燃油給油施設等）の改修・集約について検討する。 ④漁業者及び漁協は、青さのりの共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討する
漁業コスト削減のための取組	(1) 省エネ活動等による省コスト化及び漁業共済等への加入促進 ①漁業者は、減速航行に努めるとともに、定期的な船底清掃を行い、燃油使用量の削減を図る。 ②漁業者は、省力・省エネ機器等の導入を計画的に推進する。 ③漁協は、漁業共済・漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促す。
漁村の活性化のための取組	(1) 人材育成・雇用確保 ①漁業者及び漁協は、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組む。 ②漁業者及び漁協は、漁業体験授業を受け入れるなど、地域活動や教育・啓発活動を促進する。 ③漁業者及び漁協は、水産物の販売等を福祉作業所に委託するなど、障がい者の新たな就労の場づくり等に努める。 ④漁業者及び漁協は、日本遺産「海女」ガイドの養成に協力する。

	(2) 交流人口の拡大 ①漁業者及び漁協は、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用等、観光業と連携した取組を推進する。 (3) その他の取組 ①漁業者及び漁協は、学校給食への地元水産物の活用を促進するなど、魚食普及の推進に取り組む。 ②漁業者及び漁協は、海業の取組について、協議・検討の場を設ける。
活用する支援措置等	・ 漁業収入安定対策事業（国） ・ 漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・ 浜の活力再生プラン推進等支援事業（国） ・ 水産業強化支援事業（国） ・ 水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） ・ 水産業競争力強化緊急事業（国） ・ 漁港機能増進事業（国） ・ 経営体育成総合支援事業（国） ・ 水産多面的機能発揮対策事業（国）

4年目（令和10年度）基準年より漁業所得9.1%向上

漁業収入向上のための取組	(1) 独自の資源管理による生産量の拡大 ①漁業者及び漁協は、県や市と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流を継続する。 ②漁業者及び漁協は、小型イセエビの再放流やアワビの放流手法の検討等を行う。 ③漁業者及び漁協は、定置網漁業や刺し網漁業等で策定した資源管理協定に基づき、漁獲物規制や定期休漁等の資源管理に取り組む。 ④漁業者及び漁協は、イセエビ刺し網漁業の共同操業を行う。 (2) 漁場環境の改善 ①漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成等に積極的に協力するとともに、食害生物の除去や漁場改善等に取り組む。また、駆除した食害生物等の商品化について検討する。 ②漁業者及び漁協は、県水産研究所等と連携し環境情報の共有に努める。 ③漁業者及び漁協は、漁場改善計画を遵守し、適正な漁場利用に努める。 ④民間企業と連携して、藻場造成に努める。 (3) 高付加価値化や地元水産物の消費拡大 ①漁業者及び漁協は、海藻類について出荷前の異物除去の徹底に取り組む。 ②漁業者及び漁協は、漁獲物の加工等の6次産業化に協力する。
--------------	--

	③漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランド「海女もん」の販売拡大を図るとともに、海女振興協議会等が開催する研修会に積極的に参加する。 ④漁業者及び漁協は、市や食品メーカーが連携して地元水産物を活用する商品化に協力する。 ⑤漁業者及び漁協は、知名度のある伊勢神宮への奉納等で情報発信を行う。 (4) 水産関連施設の機能再編・整備 ①漁協は、安乗地方卸売市場・波切地方卸売市場・和具地方卸売市場について、衛生管理型市場に向けて検討する。安乗地方卸売市場においては、出荷作業場の新設等を行う。 ②漁協は、地方卸売市場の統合と連動した製氷施設の機能再編・整備について検討する。 ③老朽化した施設（燃油給油施設等）の改修・集約について検討する。 ④漁業者及び漁協は、青さのりの共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討する。
漁業コスト削減のための取組	(1) 省エネ活動等による省コスト化及び漁業共済等への加入促進 ①漁業者は、減速航行に努めるとともに、定期的な船底清掃を行い、燃油使用量の削減を図る。 ②漁業者は、省力・省エネ機器等の導入を計画的に推進する。 ③漁協は、漁業共済・漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促す。
漁村の活性化のための取組	(1) 人材育成・雇用確保 ①漁業者及び漁協は、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組む。 ②漁業者及び漁協は、漁業体験授業を受け入れるなど、地域活動や教育・啓発活動を促進する。 ③漁業者及び漁協は、水産物の販売等を福祉作業所に委託するなど、障がい者の新たな就労の場づくり等に努める。 ④漁業者及び漁協は、日本遺産「海女」ガイドの養成に協力する。 (2) 交流人口の拡大 ①漁業者及び漁協は、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用等、観光業と連携した取組を推進する。 (3) その他の取組 ①漁業者及び漁協は、学校給食への地元水産物の活用を促進するなど、魚食普及の推進に取り組む。 ②漁業者及び漁協は、海業の取組について、協議・検討の場を設ける。
活用する支援措置等	・漁業収入安定対策事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・浜の活力再生プラン推進等支援事業（国）

	・水産業強化支援事業（国） ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） ・水産業競争力強化緊急事業（国） ・漁港機能増進事業（国） ・経営体育成総合支援事業（国） ・水産多面的機能揮発対策事業（国）
--	---

5年目（令和11年度）基準年より漁業所得 11.8%向上

漁業収入向上のための取組	（１）独自の資源管理による生産量の拡大 ①漁業者及び漁協は、県や市と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流を継続する。 ②漁業者及び漁協は、小型イセエビの再放流やアワビの放流手法の検討等を行う。 ③漁業者及び漁協は、定置網漁業や刺し網漁業等で策定した資源管理協定に基づき、漁獲物規制や定期休漁等の資源管理に取り組む。 ④漁業者及び漁協は、イセエビ刺し網漁業の共同操業を行う。 （２）漁場環境の改善 ①漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成等に積極的に協力するとともに、食害生物の除去や漁場改善等に取り組む。また、駆除した食害生物等の商品化について検討する。 ②漁業者及び漁協は、県水産研究所等と連携し環境情報の共有に努める。 ③漁業者及び漁協は、漁場改善計画を遵守し、適正な漁場利用に努める。 ④民間企業と連携して、藻場造成に努める。 （３）高付加価値化や地元水産物の消費拡大 ①漁業者及び漁協は、海藻類について出荷前の異物除去の徹底に取り組む。 ②漁業者及び漁協は、漁獲物の加工等の６次産業化に協力する。 ③漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランド「海女もん」の販売拡大を図るとともに、海女振興協議会等が開催する研修会に積極的に参加する。 ④漁業者及び漁協は、市や食品メーカーが連携して地元水産物を活用する商品化に協力する。 ⑤漁業者及び漁協は、知名度のある伊勢神宮への奉納等で情報発信を行う。 （４）水産関連施設の機能再編・整備 ①漁協は、安乗地方卸売市場・波切地方卸売市場・和具地方卸売市場について、衛生管理型市場に向けて検討する。安乗地方卸売市場においては、出荷作業場の新設等を行う。 ②漁協は、地方卸売市場の統合と連動した製氷施設の機能再編・整備につ
--------------	---

	いて検討する。 ③老朽化した施設（燃油給油施設等）の改修・集約について検討する。 ④漁業者及び漁協は、青さのりの共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討する。
漁業コスト削減のための取組	（１）省エネ活動等による省コスト化及び漁業共済等への加入促進 ①漁業者は、減速航行に努めるとともに、定期的な船底清掃を行い、燃油使用量の削減を図る。 ②漁業者は、省力・省エネ機器等の導入を計画的に推進する。 ③漁協は、漁業共済・漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促す。
漁村の活性化のための取組	（１）人材育成・雇用確保 ①漁業者及び漁協は、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組む。 ②漁業者及び漁協は、漁業体験授業を受け入れるなど、地域活動や教育・啓発活動を促進する。 ③漁業者及び漁協は、水産物の販売等を福祉作業所に委託するなど、障がい者の新たな就労の場づくり等に努める。 ④漁業者及び漁協は、日本遺産「海女」ガイドの養成に協力する。 （２）交流人口の拡大 ①漁業者及び漁協は、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用等、観光業と連携した取組を推進する。 （３）その他の取組 ①漁業者及び漁協は、学校給食への地元水産物の活用を促進するなど、魚食普及の推進に取り組む。 ②漁業者及び漁協は、海業の取組について、協議・検討の場を設ける。
活用する支援措置等	・漁業収入安定対策事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・浜の活力再生プラン推進等支援事業（国） ・水産業強化支援事業（国） ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） ・水産業競争力強化緊急事業（国） ・漁港機能増進事業（国） ・経営体育成総合支援事業（国） ・水産多面的機能発揮対策事業（国）

(5) 関係機関との連携

取組の効果が十分発現されるよう、行政（三重県、志摩市）、系統団体（三重県漁連、三重外湾漁業協同組合）、関係団体（海女振興協議会、志摩市観光協会等）との連携を強化するとともに、国の事業を積極的に活用する。

(6) 取組の評価・分析の方法・実施体制

浜プランの取組の実施状況及び効果の発現状況を自ら評価し、それを踏まえた取組の改善を検討するため、取組状況及び課題等について協議する場を毎年1回（7月）設ける。

4 目標

(1) 所得目標

漁業者の所得の向上 10%以上	基準年	
	目標年	

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

(3) 所得目標以外の成果目標

(1) 魚価の向上	基準年	令和元～ 令和5年度： 5中3 771.1 円/kg
	目標年	令和11年度： 809.6 円/kg

(2) 海業に繋がる企業連携 の取組数の増加	基準年	令和5年度： 0 件
	目標年	令和7～ 令和11年度： 2 件／年

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

(1) 魚価の向上 食害生物等の未利用資源の活用を図るとともに、地元水産物の PR を行うことで、魚価の向上が見込まれ、所得目標も主にその効果に基づき算出していることから、補助的指標として妥当である。 (2) 海業に繋がる企業連携の取組の増加 今後、漁獲量の増加を見込むことが難しい中、漁業の振興を図るには、海業の取組が必要となってくるため、毎年度 2 件の海業に繋がる企業連携の取組を目指す（累計 10 件）。
--

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
漁業収入安定対策事業（国）	漁業共済・積立ふらすを活用して資源管理及び漁場改善の取組を支援
漁業経営セーフティネット構築事業（国）	燃油高騰による漁業経営の圧迫・悪化の緩和に活用
浜の活力再生プラン推進等支援事業（国）	漁村女性による意欲的な実践活動等に活用
水産業強化支援事業（国）	共同利用施設等の整備に活用
水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）	収益性向上と適切な資源管理の両立のための漁船・漁具等のリース方式による導入に活用
水産業競争力強化緊急事業（国）	中核的漁業者へのリース方式による漁船の導入に活用 省力化・省コスト化に資する漁業用機器等導入に活用 漁港・水産関係施設の機能再編に必要となる施設整備に活用 漁業用機器等を導入する場合の融資支援に活用
漁港機能増進事業（国）	漁港の施設整備や就労環境の改善に活用
経営体育成総合支援事業（国）	新規就業者の確保・育成に活用
水産多面的機能発揮対策事業（国）	藻場・干潟の造成及び保全や漁業者による教育・学習等の取組に活用